

厚生労働行政推進調査事業費補助金 (政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業))

「我が国の貧困の状況に関する調査分析研究」

分担研究報告書

マイクロシミュレーションモデルを用いた

相対的貧困率の一試算

分担研究者 佐藤 格 (国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部)

## 研究要旨

**研究目的** わが国では 1990 年代以降の経済の低迷や非正規労働者等の増加を背景として、貧困問題が顕在化してきた。その中で、わが国の今後の貧困の動向について明らかにすることが必要である。本研究ではマイクロシミュレーションモデルを用いて、年齢構成や世帯構造、就業状況などの個人の属性を明らかにしながら、わが国の将来像を示している。特に、非正規雇用者の一部が正規雇用に転換された場合に、相対的貧困率がどのように変化するかということ进行分析することが本研究の目的である。

**方法** 「国民生活基礎調査」から得られた値を初期値や遷移確率として使用したマイクロシミュレーションモデルにより、各個人の所得や世帯構造の推移を求め、2037 年までの相対的貧困率を計算した。佐藤 (2018) と同様に、「国民生活基礎調査」の所得・貯蓄票と世帯票を用いることにより、各個人に年齢や所得、世帯構造などを割り当てる。初期値の計算には 2010 年のデータ、遷移確率の計算には 2010 年と 2013 年のデータを利用している。その際、基準ケースのほかに、非正規雇用者の一部を正規雇用者とし、その非正規雇用だった者の賃金を正規雇用者の平均的な賃金の値まで引き上げることを想定した。ケースは基準ケースを含めて 5 通りを想定している。すなわち、30 歳未満の非正規雇用者を正規雇用者にしたケース、60 歳未満の非正規雇用者を正規雇用者にしたケース、30 歳未満の男性・未婚の非正規雇用者を正規雇用者にしたケース、30 歳未満の女性・未婚の非正規雇用者を正規雇用者にしたケースである。

**結果** 計算の結果、いずれのケースも 2025 年から 2031 年あたりまでは上昇傾向にあるものの、その後は低下する傾向が見られた。また、ほぼすべての年において最も高い値で推移したのが基準ケースであり、非正規雇用者の一部を正規雇用に転換することで、相対的貧困率の改善が見られた。特に未婚・30 歳未満の女性について正規雇用に転換することで、最も大きな改善が見られた。

**考察** 上記の結果は、元々の賃金の水準を反映したものであると考えられる。すなわち、非正規雇用であっても、男性である場合、あるいは比較的年齢が高い場合には、貧困線を上回る水準の所得を得ている可能性が高く、結果的に相対的貧困率を改善させる効果は薄いと考えられる。一方未婚の比較的年齢が低い女性であれば、所得が低い可能性が高く、そのため相対的貧困率の改善効果が強いと考えられる。

### A 研究目的

わが国では 1990 年代以降の経済の低迷や非正規労働者等の増加を背景として、貧

困問題が顕在化してきた。その中で、わが国の今後の貧困の動向について明らかにすることが必要である。本研究ではマイクロ

シミュレーションモデルを用いて、年齢構成や世帯構造、就業状況などの個人の属性を明らかにしながら、わが国の将来像を示している。特に、非正規雇用者が正規雇用へ転換された場合に、相対的貧困率がどのように変化するかということ进行分析することが本研究の目的である。

マイクロシミュレーションモデルは Orcutt(1957) により提唱されたものであり、税制や年金制度など社会政策の変更や個人個人の行動が、個人個人の所得や生活にどのような影響を与えるかミクロレベルで評価することを目的としたモデルである。日本でもマイクロシミュレーションを用いたモデルの開発が行われており、1980年代に青井他(1986)で報告された INAHSIM(Integrated Analytical Model for Household Simulation)を用いたモデルを中心に、さまざまな分析がなされている。

矢田(2011)によれば、マイクロシミュレーションモデルを用いた分析は、行動変化を含むものであるかどうか、また分析を一時点で行うか長期間で行うかで分類することができる。行動変化を含まないものは算術的(Arithmetical)モデル、行動変化を考慮したものは Behavioral モデルと呼ばれる。また一時点で分析するものは静的(Static)モデル、将来にわたって長期間を分析するものは動的(Dynamic)モデルと呼ばれる。

本稿は世帯構成などは遷移確率にしたがって変化するものの、効用関数の設定などは行っていないことから、政策の変化による行動変化までは扱うことができていない。一方で分析は2037年までの期間を対象としているため、将来にわたっての分析は可能となっている。

本稿では、わが国の経済社会の将来像を予測する方法として、マイクロシミュレーションモデルを構築した。「国民生活基礎調査」の所得・貯蓄票と世帯票を利用する

ことで、就業状態や所得、世帯に関する情報を各個人に付与した。さらに同じく「国民生活基礎調査」の所得・貯蓄票と世帯票を用いることで遷移確率を計算し、その遷移確率をもとに将来のシミュレーションを行った。このような手法により、将来の相対的貧困率がどのような値になるかを計算した。

シミュレーションにあたってはマイクロシミュレーション用のソフト Liam2 を使用している。わが国におけるマイクロシミュレーションでは、稲垣(2007)が INAHSIM のプログラムも公開しており、精緻なモデルを広く利用できるようになっているが、本稿で用いた Liam2 は、より利用しやすいソフトとして、世界的に用いられているものである。将来的に国際比較等を行う可能性も考慮し、本稿では Liam2 を用いて分析することとしたい。

## B 研究方法

マイクロシミュレーションとは、コンピュータ上に社会のミニチュアを構築し、さまざまな遷移確率を与えることにより、将来の社会経済の様子をシミュレーションするものである。本稿においてはマイクロシミュレーション用のソフトである Liam2 を用いて、非正規労働者の増加が所得の分布をどのように変化させるのかということ进行分析している。

社会のミニチュアを構築するためには、まずは人口の変化を捉える必要がある。すなわち、出生と死亡、さらには出生の背景となる婚姻について、遷移確率を与えることによって、将来の各年における人口を確定させる。

続いて、各個人の就業に関する状態を確定させることが必要である。前述の通り、本稿の目的は非正規労働者の増加が所得分布に与える影響の把握である。したがって、個人が就業しているかどうか、またその就

業状態が正規か非正規かということが決定されなければならない。人口と同様に、就業状態についても遷移確率を与えることで確定させることができる。

なお、個人は毎年遷移確率にしたがって状態を変化させる。すなわち、ある個人が翌年にも生存していれば、その個人は1歳加齢するとともに、就学・就業状態や婚姻状態、健康状態などが更新される。

本稿においては非正規労働者の増加がもたらす影響を分析することを主眼においているため、就業状態については就業しているかしていないかということを決めた上で、さらに正規か非正規かということについて、確率を付与してシミュレーションを行っている。以下では、個人の属性を確定させるための変数と、その変数を決定するための遷移確率の設定について説明を行う。

本稿のマイクロシミュレーションモデルは、Sato and Inagaki(2012)をもとに拡張を行っている。マイクロシミュレーションモデルにおいては個人が識別されるが、その個人は毎年さまざまなライフイベントを確率的に発生させながら加齢を続け、毎年ある確率で死亡する可能性をもつことになる。特に初期時点においては、婚姻の状態や各種の識別番号について、既存のデータをもとに割り当てる必要がある。

本稿のシミュレーションにおいて、個人は每期1歳ずつ加齢するとともに、与えられた確率をもとに、結婚・出生・離婚・死亡といったライフイベントが発生すると想定している。すなわち、1年の間には、既に存在している個人であれば、死亡・結婚・離婚がそれぞれ与えられた確率で発生する。また毎年ある確率で出生する個人が存在する。これらの個人について、毎年新たなパラメータを付与する。もちろん個人の識別番号は生涯にわたり不変であるが、加齢により年齢は必ず変化し、また場合によっては結婚や離婚などにより配偶者や世帯の識

別番号が変化する。世帯の識別番号も定義されるため、世帯の識別番号を用いることにより、人口の将来予測と同時に世帯の将来予測を行うことも可能となっている。以下ではこれらの経済に存在する個人が経験する各種のライフイベントについて、どのようなデータを用いているのかということについて説明を行う。また、各ライフイベントは、毎年1回発生するものとする。

さらに後述の通り、佐藤(2018)と同様に、「国民生活基礎調査」の所得・貯蓄票と世帯票を用いることにより、各個人に年齢や所得、世帯構造などを割り当てる。初期値の計算には2010年のデータ、遷移確率の計算には2010年と2013年のデータを利用している。

**初期値人口** 初期値人口は「国民生活基礎調査」を用いて設定した。所得・貯蓄票と世帯票のマッチングにより得られたデータすべてを用いて、初期値の人口としている。すなわち、2010年において70,175名の個人、26,115の世帯が存在すると想定している。なお、国民生活基礎調査では若年層の回答率が低いため、実際の人口構成と比較すると若年層が相対的に過少、高齢者層が相対的に過大になるという問題があるが、今回の分析において、この部分の補正は行っていない。

**出生** 出生は、18歳から50歳までの既婚女性について発生するイベントと想定する。また出生が発生する確率として、『人口統計資料集』および『日本の将来人口推計(平成24年1月推計)』をもとに、18歳から50歳までの女性の年齢階級別出生率を求めた。なお、2010年における年齢階級別の出生率と、2010年から2060年にかけてのコホート合計特殊出生率のデータについては存在するものの、2011年からの各年における年齢階級別の出生率については、5年おきのデータしか存在しない。したがって、

2011年から2060年の間においては各年齢における出生率の分布には変化がないと想定し、2011年から2060年にかけてのコーホート合計特殊出生率と2010年における年齢別の出生率の分布を用いて、将来の年齢階級別出生率を計算した。また男女の出生性比については、『日本の将来人口推計(平成24年1月推計)』同様に、直近5年間の平均値である105.5を想定し、期間中この値が不変であると仮定している。なお、日本においてはほとんどの個人が嫡出生児であるため、出生は配偶者のある女性にのみ起こりうるライフイベントと仮定している。その期に新たに生まれた個人に対しては、新たな識別番号(ID)を付与する。識別番号は、個人としてのIDだけでなく、母のID、世帯のID、配偶者のID、婚姻の状態、学歴、就労の状態、年齢、性、健康状態が与えられる。もちろん出生時点においては、配偶者IDや婚姻の状態は決定していない。一方で学歴についてはこの時点で決定され、その決定された値にしたがって、一定年齢に達すると就労、あるいは失業の状態が発生する。

**死亡** 死亡は全ての年齢の個人について発生するイベントである。死亡については『日本の将来人口推計(平成24年1月推計)』における男女年齢別将来生命表をパラメータとして用いている。なお、ある個人が死亡した場合には、その個人の識別番号はモデルから削除され、再利用はされない。また、婚姻状態にある者が死亡すれば、その者の配偶者については婚姻状態が解消される。

**結婚** 結婚については、18歳以上90歳以下の、当該年において配偶者の存在しない個人について発生する。日本においては、男性は18歳、女性は16歳から結婚が可能となるが、本稿のシミュレーションでは、結婚は男女ともに18歳以上でしか発生しないと想定している。結婚の発生確率につ

いては、『人口動態調査』の「結婚生活に入ったときの年齢別にみた夫妻の初婚―再婚別件数」をもとに、当該年齢階層の人口に占める結婚した個人の割合を計算している。なお、『人口動態調査』においては、当該個人が初婚であるか再婚であるかという情報は得られるものの、再婚した個人について、離別ののちの再婚であるか、あるいは死別ののちの再婚であるかについての情報が得られない。したがって本稿では便宜的に、離別・死別にかかわらず、再婚は同一の確率で発生するものと想定している。結婚の確率についてはモデル内でマッチング関数を用いて発生させている。結婚が発生した場合には、その男女は新たな家計を形成すると想定し、新たな家計の識別番号を付与する。

**離婚** 離婚については、当然のことながら、当該年において有配偶の者にのみ発生する。データは『人口動態調査』の「同居をやめたときの年齢別にみた年次別離婚件数」をもとに計算を行っている。離婚により家計が分離されるため、新たな家計の識別番号が必要になる。なお、このとき、元の家計の識別番号、すなわち婚姻状態にあったときの識別番号は女性が保持し、分離した新たな世帯の識別番号は男性に付与されるものとする。

**就業** 個人はある年齢までは学生として扱われるが、その年齢を超えると就業することになる。ただし、必ずしも職を得られるとは限らず、ある確率で失業状態になる。また得る職は正規と非正規の2種類に区別される。就業状態になる確率は、年・年齢階級・性別に与えられる。さらに就業状態にある個人についてのみ、正規か非正規かの区別を行う。本稿においては、「国民生活基礎調査」のデータを用いて、個人を正規・非正規・自営・家事・学生・無職・引退・その他の8種類に分類し、毎期与えられた確

率に基づいていずれかの状態になると想定する。

**所得** 「国民生活基礎調査」の所得・貯蓄票では、所得情報として雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得、財産所得公的年金・恩給、雇用保険、児童手当等、その他の社会保障給付金、仕送り、企業年金・個人年金等、その他の所得、所得税、住民税、医療保険料、年金保険料、介護保険料、雇用保険料といった項目がある。雇用者所得からその他の所得までの項目を合計し、そこから所得税以下雇用保険料までの項目を控除することにより、可処分所得の額を計算することが可能である。また、これらの各項目について遷移確率を与えることにより、これらの変数の将来の値を求めている。

なお、雇用者所得とそれ以外の項目では取り扱い方が異なっている。雇用者所得の場合は15歳以上80歳以下の個人について、性別・年齢階級(3歳)別に平均値を求めている。それ以外の所得については、性別・年齢階級別に分割した場合、該当者がほとんどいなくなるケースなどがあったため、一括で平均値を求めている。またいずれも2010年と2013年について平均値を求めており、その2時点における変化率をもとに遷移確率を計算している。ただし、その変化率だけでは2013年の値を再現できない場合もあるため、一部補正を行っている。

以上の方法により、2037年までの相対的貧困率を計算した。その際、基準ケースのほかに、非正規雇用者の一部を正規雇用者とし、その非正規雇用だった者の賃金は正規雇用の者の平均的な賃金の値まで引き上げることや、一部の住宅に居住する世帯に対して住宅手当を支給することを想定した6通りのケースを想定した。すなわち、30歳未満の非正規雇用者を正規雇用者にしたケース(ケース1)、60歳未満の非正規雇用

者を正規雇用者にしたケース(ケース2)、30歳未満の男性・未婚の非正規雇用者を正規雇用者にしたケース(ケース3)、30歳未満の女性・未婚の非正規雇用者を正規雇用者にしたケース(ケース4)、「民間賃貸住宅」「都市再生機構・公社等の公営賃貸住宅」「借間・その他」のいずれかに居住する世帯に対して住宅手当を支給するケース(ケース5)である。これらのケースについては、文末の表1において一覧にしている。ケース5における住宅手当の水準は、厚生労働省社会・援護局保護課(2013)の住宅扶助の基準額ならびに特別基準額を参照している。この際原則として1級地及び2級地の基準額・特別基準額を用いるが、県によっては3級地しか存在しないため、その場合には3級地の基準額特別基準額を適用する。モデルにおいては各世帯の居住する都道府県や世帯人数が与えられるため、それらの情報をもとにして、住宅扶助の額も決定される。住宅扶助の特別基準額については文末の表2を参照されたい。

(倫理面への配慮)

国民生活基礎調査のデータは政策統括官(統計・情報政策担当)より承認(政統0522第3号平成29年5月22日)を受けて利用している。

## C 研究結果と D 考察

計算の結果、文末に示した表3のように、基準ケースでは2013年に相対的貧困率が16.25%となり、実際の値よりも若干高めとなった。またその後は2016年に16.38%、2019年に19.35%、2022年に22.25%、2025年に24.97%、2028年に23.93%、2031年に22.99%、2034年に21.47%、2037年に20.32%となる。一方30歳未満のすべての非正規雇用者を正規雇用に転換したケース1では、2013年には14.00%、2025年には23.67%、2037年には17.48%となった。ま

た60歳未満のすべての非正規雇用者を正規雇用へ転換したケース2では、2013年には13.54%、2025年には21.07%、2037年には17.65%となった。さらに男女の区別を行い、30歳未満の男性の非正規雇用者のみを正規雇用へ転換したケース3では、2013年に14.34%、2025年に19.29%、2037年に17.36%となった。30歳未満の女性の正規雇用者のみを正規雇用へ転換したケース4では、2013年に12.62%、2025年に17.26%、2037年に15.65%となった。最後に、住宅手当を支給したケース5では、2013年に16.16%、2025年に24.96%、2037年に20.30%となった。

いずれのケースも2025年から2031年あたりまでは上昇傾向にあるものの、その後は低下する傾向が見られた。また、ほぼすべての年において最も高い値で推移したのが基準ケースである。さらに、住宅手当を支給したケースでは、相対的貧困率を改善する効果は薄いということになった。これらの計算結果をまとめると、文末の表3のようになる。

近年団塊の世代が引退に差し掛かってきたことから明らかかなように、高齢化が進展し引退世代の割合が増加していく。これによって労働所得を得ることができなくなった個人が増加することで、相対的貧困率は一旦上昇傾向を示すが、さらに加齢が進み、それらの世代が死亡により減少していくために、将来的には相対的貧困率が低下傾向になるものと考えられる。

また男女を問わず、ある年齢未満のすべての非正規雇用者を正規雇用者としたケースと、男性のみ、あるいは女性のみを正規雇用にしたケースを比較すると、後者のほうが相対的貧困率を引き下げる効果が強く現れた。特に女性のみ限定したケースにおいて、その効果は大きい。

これは、元々の賃金の水準を反映したものであると考えられる。すなわち、非正規

雇用であっても、男性である場合、あるいは比較的年齢が高い場合には、元々貧困線を上回る水準の所得を得ている可能性が高いだろう。したがって、これらの個人について正規雇用への転換、あるいはそれに伴う所得の増加があったとしても、結果的に相対的貧困率を改善させる効果は薄いと考えられる。一方未婚の比較的年齢が低い女性であれば、所得が低い可能性が高く、そのため相対的貧困率の改善効果が強いと考えられる。

もちろん、相対的貧困率はあくまで1つの指標であり、その水準を超えていれば現在、そして将来の生活が保障されるとは限らない。したがって、貧困線を超える水準であれば特に対策が必要ないということの意味しているわけではないことには注意が必要である。しかし1つの基準として、また限りある手段の中でどのような施策を優先するかということを検討する上で、年齢や就業状態は重要な指標となるであろう。

また住宅手当は、本稿のモデルにおける計算では、大きな効果は見られなかった。持ち家、あるいは比較的大きな企業に勤めていることが推測される給与住宅に居住する世帯は相対的に所得が高いという想定のもとで、民間賃貸住宅、都市再生機構・公社等の公営賃貸住宅、借間・その他のいずれかに住む世帯に限定したが、ケース1～ケース4のように雇用者所得を直接的に上昇させるケースと比較すると、効果はかなり限定的であるといえるだろう。世帯主の所得の状況などを考慮し、対象を限定することで効果が大きくなる可能性もあるが、現行のモデルにおいては世帯主を特定することが難しいため、この点については今後の課題としたい。

## E 結論

シミュレーションの結果、非正規雇用者を正規雇用者へと転換させることで所得が

上昇し、相対的貧困率が改善する可能性があることが明らかになった。もちろん、ここで見ているのは所得という要素にすぎない。したがって、たとえば親に扶養されている場合には、課税を避けるために、労働時間を調整しているかもしれない。そのような場合であれば、非正規から正規への転換は行われず、相対的貧困率の改善は実際にはあまり見られないかもしれない。

また、雇用形態は基本的に企業が決定するものであり、本稿のモデルのように、強制的に非正規を正規に転換できるものではない。したがって、実際には本稿のモデルで示したような転換は必ずしも容易ではないだろう。しかし厚生労働省が掲げる「正社員転換・待遇改善実現プラン」の「取組目標・取組」の冒頭にも掲げられているように、特に不本意非正規雇用者の正社員転換は、強力に押し進めていくべき課題である。たとえば就職氷河期世代は既に40代に差し掛かり、2030年代後半以降は年金受給者になっていく状況にある。この世代が低年金・無年金となり、生活保護など追加的な支出が必要になる可能性を考慮すると、現時点で正規雇用に転換することにより、ある程度の所得とともに保険料拠出を確保することは、将来の年金給付の水準をある程度高めることにもつながり、それは将来の財政負担という観点からも望ましいものとなりうる可能性がある。ただし、財政負担に関しては本研究では十分に分析できておらず、別の手法により分析をすることが必要である。

なお、今回は比較的賃金が低いと考えられる者として非正規雇用者に焦点をあて、その中で年齢や性による制約を課したが、今後は対象をより細かく検討することも必要となるだろう。

## F 健康危険情報

なし

## G 研究発表

### 1. 論文発表

なし

### 2. 学会発表

なし

## H 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

### 1. 特許取得

なし

### 2. 実用新案登録

なし

### 3. その他

なし

## 参考文献

青井和夫・岡崎陽一・府川哲夫・花田恭・稲垣誠一他 (1986), 『世帯情報解析モデルによる世帯の将来推計』財団法人寿命学研究会。

稲垣誠一 (2007) 『日本の将来社会・人口構造分析 マイクロ・シミュレーションモデル (INAHSIM) による推計』, 日本統計協会。

国立社会保障・人口問題研究所 (2012) 『人口統計資料集』

国立社会保障・人口問題研究所 (2012) 『日本の将来人口推計 (平成24年1月推計)』

佐藤格 (2018) 「マイクロシミュレーションモデルによる所得分布の分析」, 平成29年度厚生労働行政推進調査事業費 (政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業)) 「我が国の貧困の状況に関する調査分析研究」総括・分担研究報告書。

矢田晴那 (2011) 「政策分析ツールとしての  
マイクロ・シミュレーションの研究」『フィ  
ナンシャル・レビュー』平成 23 年第 3 号  
(通巻第 104 号).

Guy H. Orcutt(1957) ‘New Type of  
Socio-Economic System’, “The Review  
of Economics and Statistics”, Vol.39,  
No.2, pp.116-123.

Itaru Sato and Seiichi Inagaki(2012)  
‘Development of a Dynamic Mi-  
crosimulation model for Japan using  
Liam2 -Comparison with Population

Projections-’, The International Mi-  
crosimulation Association European  
Meeting

#### 謝辞

本稿の分析結果は、厚生労働省「平成 22  
年 国民生活基礎調査」「平成 25 年国民生活  
基礎調査」の調査票情報を筆者が独自集計  
したものである。調査票情報の提供におい  
てご協力頂いた関係者各位に深く御礼申し  
上げる。

表 1: シミュレーションのケース設定

ケース名	正規雇用への転換	住宅手当
基準ケース	なし	なし
ケース 1	30 歳未満の男女	なし
ケース 2	60 歳未満の男女	なし
ケース 3	30 歳未満の未婚男性	なし
ケース 4	30 歳未満の未婚女性	なし
ケース 5	なし	「民間賃貸住宅」「都市再生機構・公社 等の公営賃貸住宅」「借間・その他」の いずれかに居住する世帯に対して支給

表 2: シミュレーションにおける住宅手当の金額

都道府県	1、2 級地	3 級地
北海道	29,000	24,000
青森県	—	23,100
岩手県	—	25,000
宮城県	35,000	28,000
秋田県	—	28,000
山形県	31,000	28,000
福島県	31,000	29,000
茨城県	35,400	35,400
栃木県	32,000	32,200
群馬県	34,200	30,700



表 2: シミュレーションにおける住宅手当の金額

都道府県	1、2級地	3級地
埼玉県	47,700	41,500
千葉県	46,000	37,200
東京都	53,700	40,900
神奈川県	46,000	43,000
新潟県	31,800	28,000
富山県	29,000	21,300
石川県	33,100	31,000
福井県	32,000	24,600
山梨県	28,400	28,400
長野県	37,600	31,800
岐阜県	32,200	29,000
静岡県	37,000	37,200
愛知県	37,000	36,000
三重県	35,200	33,400
滋賀県	41,000	39,000
京都府	41,000	38,200
大阪府	42,000	30,800
兵庫県	42,500	32,300
奈良県	40,000	35,700
和歌山県	—	29,800
鳥取県	36,000	34,000
島根県	35,000	28,200
岡山県	34,800	30,000
広島県	35,000	33,000
山口県	31,000	28,200
徳島県	29,000	28,000
香川県	—	33,000
愛媛県	—	27,000
高知県	—	26,000
福岡県	32,000	26,500
佐賀県	30,300	28,200
長崎県	29,000	28,000
熊本県	30,200	26,200
大分県	27,500	26,600
宮崎県	—	23,000
鹿児島県	—	24,200
沖縄県	32,000	32,000

表 3: ケース別の相対的貧困率 (単位: %)

	基準ケース	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4	ケース 5
2013	16.25	14.00	13.54	14.34	12.62	16.16
2016	16.38	14.20	13.73	14.91	12.97	16.30
2019	19.35	17.98	16.46	15.87	14.29	19.28
2022	22.25	21.03	18.71	17.09	15.88	22.13
2025	24.97	23.67	21.07	19.29	17.26	24.96
2028	23.93	24.37	22.69	19.94	18.12	23.87
2031	22.99	22.53	22.37	19.65	18.47	22.96
2034	21.47	19.88	20.24	19.10	17.46	21.45
2037	20.32	17.48	17.65	17.36	15.65	20.30

基準ケース：正規雇用への転換なし、住宅手当なし

ケース 1：30 歳未満の男女を正規雇用へ転換、住宅手当なし

ケース 2：60 歳未満の男女を正規雇用へ転換、住宅手当なし

ケース 3：30 歳未満の未婚男性を正規雇用へ転換、住宅手当なし

ケース 4：30 歳未満の未婚女性を正規雇用へ転換、住宅手当なし

ケース 5：正規雇用への転換なし、住宅手当は「民間賃貸住宅」「都市再生機構・公社等の公営賃貸住宅」「借間・その他」のいずれかに居住する世帯に対して支給